

令和7年度 豊橋市立津田小学校 いじめ・不登校防止基本方針

豊橋市立津田小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの集団にも、どの児童にも起こりうる身近な問題であり、どの子も被害者にも加害者にもなりうる。これらの認識を基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、訴えや事実が確認できれば、学校全体で迅速に、かつ粘り強く、ていねいに対応していく。その際、保護者との協力を基に家庭と一体となって問題解決にあたっていく。

何より学校は、子どもたちが教職員や周囲の友人との温かな関係性の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。よりよい授業づくり、集団づくりに努め、きちんと授業に参加し、学力を身につけ、認め合う風土を醸成したいと考えている。そのためには、日々の学校生活全般、とりわけ道徳や特別活動等を通して、子どもたちが挨拶や言葉遣いの大切さに気づき、自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できるよう心の教育を推進する。相手の気持ちを思いやる感性をもち、一人一人が大切にされているという実感がもてる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信（規範意識）をもった楽しく魅力ある学校づくりに取り組んでいく。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校では「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、子どもや保護者等からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。教職員一人一人が子どもをとらえる努力をし、いじめを見抜く感度を高めて見守り体制を整える。

(1) 生活サポート委員会の組織

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師等で構成する。

(2) 生活サポート委員会の役割

「生活サポート委員会（いじめ防止対策組織）」では、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むにあたり、以下のような役割を担う。

《いじめの未然防止に関する》

- ・学校の基本方針に基づく取り組みや、具体的な教育課程の作成、実行、検証、修正

《いじめが発生した場合》

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集と記録
- ・問題の解決に向けた具体的な方策の検討、実行
- ・保護者、関係機関との連携によるいじめを受けた児童への継続した支援

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「豊橋市いじめ防止基本方針（R7.4, 1改訂）」、「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（1）いじめの未然防止の取り組み

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ② 子どもに寄り添い、子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、さまざまな教育活動を通して、命の大切さ、相手を思いやる心を育成する。
- ④ 児童が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わたりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑥ 悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、日頃から児童が相談しやすい環境を整えていく。

（2）いじめの早期発見の取り組み

- ① 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において、一人ひとりの児童を見守り情報を共有する。（「いじめ発見チェックリスト」の活用）
- ③ 「学校生活アンケート」（年4回）や教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。基本的に全員と面談をする。
- ④ 教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう校内の教育相談機能の向上に努める。

（3）いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報・相談を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織で対応する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への指導
<ul style="list-style-type: none">・信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の法等）をたてる。・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none">・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があってもいじめは絶対に許されないことを伝える。・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- ② いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守るとともに、安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ③ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるよう働きかける。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の理解・協力を得ながら対応するとともに、SCやSSC等の専門家や、警察署、ココエール児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「津田小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてSCや、臨床心理士、SSW、教育相談員、スクールロイヤー随時相談を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者だけでなく、加害児童、保護者に対しても適切に説明する。
- (4) SCや臨床心理士など関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK (+STUDY) →ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初にPTA総会と津田小学校HPにて保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 学校危機管理マニュアルを活用する。
- (5) コミュニティ・スクールなど地域の関係機関等と連携し、地域住民の協力を得つつ、地域ぐるみでいじめ防止や不登校対策にあたる。

7 不登校対策

「新たな一人を出さない」という強い願いのもと、子どもたちのわずかなサインを見落とさず、一人一人の子どもの気持ちに寄り添った指導を心がける。

学校体制で、登校へのきっかけづくりや居場所づくりに努める。

(1) 子どもへの配慮

- ① 子どもの気持ちに寄り添い、常に温かな言葉かけに努める。
- ② 子どもの小さな変化を見取る教師の温かい「まなざし」や「ことばかけ」が、子どもの本音やサインを発するきっかけとなる。
- ③ 子どもに「先生は自分のことをわかつてくれている」という安心感をもてるようになる。
- ④ 学年末には、学級担任として1年間の成長を認める温かな言葉かけに努める。
- ⑤ 課題ができていない子や、生活の乱れが感じられる子には、その子に応じた無理のない方法で補充や改善を図るようにする。
- ⑥ 追い詰めるような言動は慎み、一緒に考えていく姿勢を示す。
- ⑦ 緊張を和らげ、プライドを守りながら、スマールステップで取り組ませるとよい。
- ⑧ 登校しぶりが見られる子には、電話訪問や家庭訪問をし、言葉を交わすことに努める。
- ⑨ 「ほったらかされた感」ないように、個々に応じて丁寧な対応を心がける。

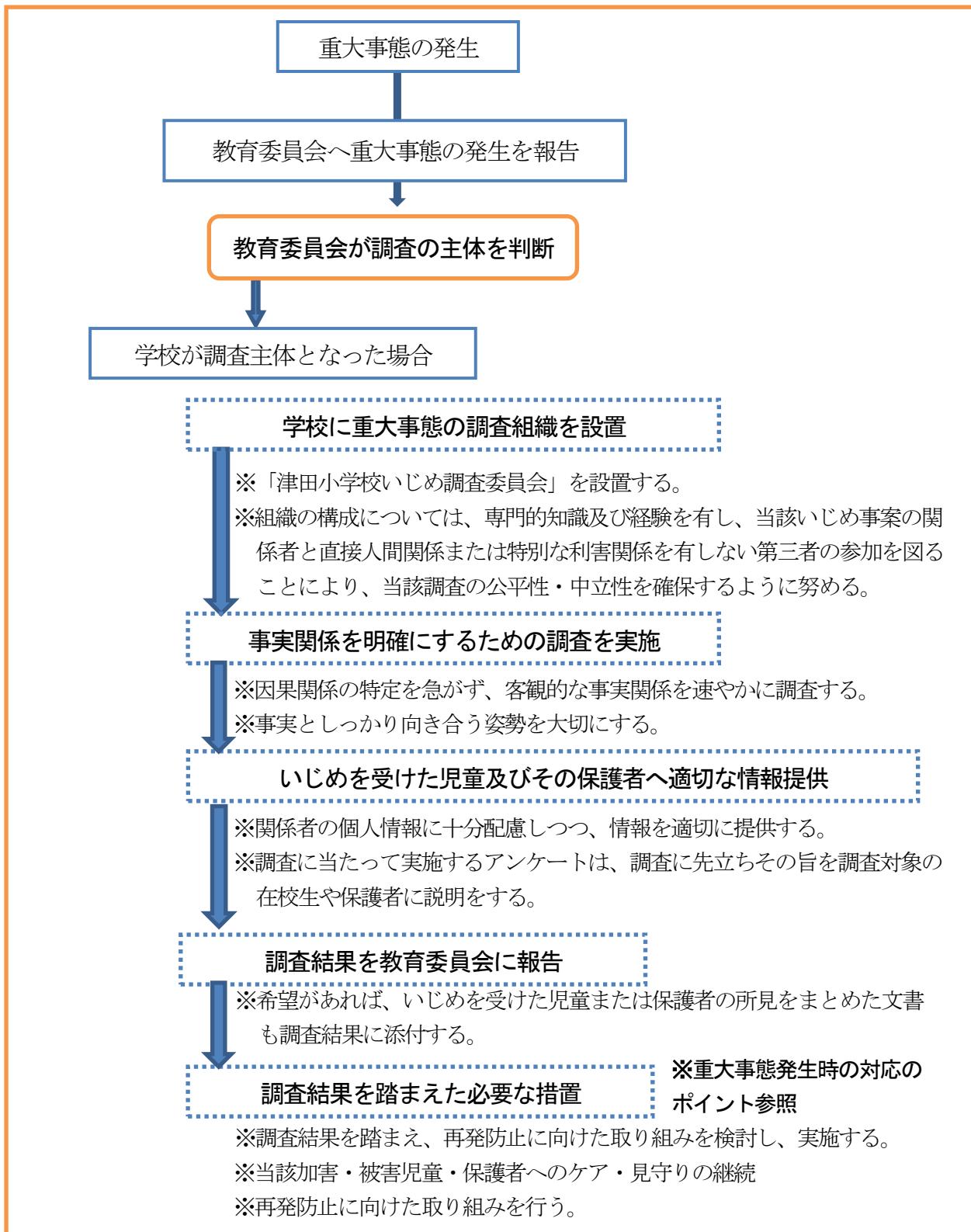
(2) 家庭との連携

- ① 学校は、組織的にかかわり続ける。
- ② その子もクラスの一員として大切に思っているということを言動で伝える。
- ③ 一般的には家庭訪問は、定期的より「ランダムに」、朝よりも「午後から」が望ましい。
- ④ 登校を促すのではなく、自然な会話を心がける。
- ⑤ プリント類は確実に渡し、連絡なども直接確実にする。
- ⑥ 基本的には、欠席2日目には電話連絡、欠席3日目からは家庭訪問をする。
- ⑦ 欠席が1日でも、登校しぶりが心配な場合はためらわずに家庭訪問をして子どもの気持ちを聞いたり、保護者に様子を聞いたりする。

(3) 組織的な対応

- ① 年度当初に新担任、旧担任、生活サポート主任とともに支援方法や配慮すべきことについて情報共有する場をもつ。
- ② 情報提供の際には、不適応行動が見られるようになる以前の様子も含めて引き継ぐ。(個別の資料、スズキ校務の「日々の様子」を活用する)
- ③ 長期休みには、電話訪問や家庭訪問を行い、本人や保護者の思い・願いを大切にしながら、休み明けの過ごし方、準備しておくとよいことなどを一緒に考える。
- ④ 必要に応じて、S Cや関係機関と連携して、問題解決を図る。
- ⑤ 小さなことでも校長・教頭・生活サポート主任・生徒指導主事などに報告・連絡・相談し、組織的な対応をとる。

【重大事態発生時の調査対応図】



くいじめの対応の手順

